（株主総会参考書類別冊）

シーアイ化成株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等の内容

タキロン株式会社

事業報告（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

1．株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

2016年3月期の当社は、海外向けは円安背景、製品の市場への浸透により概ね好調に推移したものの、国内市場の回復は未だ本格的とは言えず、減収となりました。この結果、売上高は319億円（前年比11億5千1百万円、3.5%の減収）となりました。

損益面では、売上は減少したものの、原材料価格が想定より低く推移したこと、原価低減の効果もあり、営業利益が4億8千1百万円（前年比5億6千9百万円の改善）、経常利益は15億3千5百万円（前年比10億1千万円の増益）となりました。当期純利益は15億2千9百万円となり、前年と比較して8億8千3百万円の増益でした。

以下、セグメント別にご報告申し上げます。

[第一事業本部]（アグリ事業部、電子部品事業部）

売上高は、125億9千4百万円と、前年比5億3百万円（3.8%）の減収となりました。営業利益は、2億1千万円で、前年比2億5千8百万円の改善となりました。

農業用資材は、依然として続く生産者の節約志向、長期展張化による需要減を受けた低調な出荷から減収となりました。

電子部品は、米国向けホワイトボードシートが好調に推移したものの、モーターについては需要家の在庫調整等で出荷が減少し減益となりました。

[第二事業本部]（機能フィルム事業部、サンジップ事業部、ソーラーシート推進室）

売上高は、75億4千7百万円と、前年比9億1千6百万円（10.8%）の減収となりました。営業利益は、2億6千6百万円で、前年比1億2千2百万円の増益でした。

包装用収縮フィルムは、他素材や薄肉化への転換はあったものの、飲料以外への用途拡大、原価圧縮にて増益となりました。

組織再編にて新設しましたサンジップ事業部は販路も拡大、増収増益となりました。

ソーラーシートは需要家の生産調整と海外生産シフトにより国内販売が減少、輸出についても期後半の需要家の動向が不安定となり、大幅な減収減益となりました。

[第三事業本部]（建装資材事業部、土木産業資材事業部）

売上高は、102億6千2百万円と、前年比5千3百万円（0.5%）の増収となりました。営業利益は、4億3百万円で、前年比5千4百万円の減益でした。

建装資材は、北米、豪州、中国向けは堅調に推移したものの欧州向けが大幅に落ち込み減収減益となりました。

土木産業資材は、国内においては復興物件や河川等各種インフラ工事へ納入が進み、海外も東南アジア中心に展開し、増収増益となりました。

②設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、栃木工場土木シート複合化ライン改造等により、総額7億4百万円の投資を行いました。

③資金調達の状況

当事業年度においては、増資及び社債の発行による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2012年度 (第52期)	2013年度 (第53期)	2014年度 (第54期)	2015年度 (第55期)
売　上　高 (百万円)	31,553	33,926	33,051	31,900
経　常　利　益 (百万円)	11	1,410	525	1,535
当　期　純　利　益 (百万円)	△339	1,546	646	1,529
1株当たり当期純利益※ (円)	△9.42	43.76	23.80	56.34
総　資　産 (百万円)	49,608	48,211	48,035	44,995
純　資　産 (百万円)	14,823	11,548	11,667	12,777

※各事業年度の発行済株式の総数は以下の通りです。

第52期　普通株式　　36,022,000株
第53期　普通株式　　36,022,000株（自己株式8,874,999株含む）
第54期　普通株式　　36,022,000株（自己株式8,874,999株含む）
第55期　普通株式　　36,022,000株（自己株式8,874,999株含む）

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は当社の発行済株式総数36,022,000株（内、自己株式8,874,999株）中、26,692,767株（議決権比率98.33%）を保有いたしております。

当社は親会社との間に、原料等の仕入、当社製品の販売及び資金の借入等の取引関係があります。

②親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で原料等の購入及び資金の借入等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は取締役会における多方面な議論を経て当該取引の実施の可否を決定しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率（ ）内は間接保有割合	主　要　な　事　業　内　容
シーアイマテックス株式会社	百万円 250	% 100.00	農業用資材、肥料、建装用資材、工業用品の販売 土木用資材の販売、施工
シーアイアグロ株式会社	30	100.00	農業用資材の加工販売
Bonset America Corporation	千米ドル 10,000	80.00	包装用収縮フィルムの製造販売
Bonset Latin America S.A.	千米ドル 4,445	30.00 (86.00)	包装用収縮フィルムの製造販売
BONLEX EUROPE S.r.l.	千ユーロ 5,300	100.00	建装用資材の製造販売
株式会社ヨコビ	百万円 301	100.00	農業用資材の販売
株式会社ボンパック	180	95.71	収縮ラベル、収縮キャップシール等の印刷、加工、販売
北海道サンプラス株式会社	100	90.00	オレフィン系包装資材農業用資材の製造販売
上海希愛化成電子有限公司	550	98.23	マイクロモータ及び電子部品の製造販売
上海桑普拉斯塑料有限公司	225	100.00	オレフィン系包装資材の製造販売
上海世愛化成貿易有限公司	千米ドル 1,000	100.00	農業用資材、建装用資材、ソーラーシートその他各種プラスチック製品の販売

なお、当社は2016年4月28日付でクボタシーアイ株式会社の当社持分を全数譲渡いたしました。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①販売力と基礎収益力の強化

・優良顧客とのパートナーシップ形成を継続推進し、当社製品のシェアアップを図る。

・アグリ、建装資材の両基幹事業の再構築に取り組む。

②資産入替の実行とキャッシュフロー重視の経営

・不採算事業の見直しを継続し、高収益体制の安定化を図る。

・棚卸資産の適正化を徹底し、キャッシュフローを改善する。

③グローバリゼーションの継続推進

・事業部の海外拡販を継続推進、新天地の開拓を図るとともに、海外事業会社との連携をより緊密にし、最適生販体制を強化する。

・BLA（Bonset Latin America S.A.）第二期投資効果による黒字化の達成を図る。

④新規事業創出、新製品・新技術開発の継続推進

・ハイジーンフィルムプロジェクトの更なる推進と事業化への見極めを実行する。

・今後の事業の柱となるべき新技術のテーマアップと既存事業部の新製品開発の着実な推進を実行する。

⑤考え提案する人材育成の継続推進とワークライフバランスの向上

・原籍管理制度の適切な運用継続とOJT教育及び各種研修の充実化により人材育成を継続推進する。

・従業員の働きがいの向上と多様な成長の機会となるよう、ワークライフバランスを向上させる。

⑥「ものづくりの原点」に立ち返った原価低減への取り組みと全社一丸での「ムダの排除」の徹底

・自主保全活動の全工場への展開・推進を実行し、更なる原価低減とクレーム撲滅を図る。

⑦コーポレートガバナンスの更なる強化とコンプライアンス意識の徹底

・3委員会の活動を更に充実させてコーポレートガバナンスの一層の強化を図る。

・「私のコンプライアンス宣言」を更に高度化し、グループコンプライアンス意識の一層の向上を目指す。

(5) 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

部　門	主要品目	主要製品名
第一事業本部	農業用ビニルフィルム	シーアイノービ、シャインアップ、JAノービ
	農業用POフィルム	スカイコート5、テキナシ5、アグリトップ
	農業用関連資材	カセットストロング、生分解マルチ
	梱包用紐・ロープ	スズランテープ
	灌水チューブ	セフティ灌水チューブ
	フレキシブルマグネット	マグウォール、マグダンパー
	磁性材関連製品	シーアイソーブ
	マイクロモータ	コアレスモータ、BLモータ
第二事業本部	包装用収縮フィルム	ボンセット、ボンペット
	チャック付ポリ袋	サンジップ
	チャックテープ	サンジップテープ
	太陽電池用封止材	CIKcap
	包装用ラップフィルム	NEWローズラップ
	梱包用ストレッチフィルム	ハイストレッチ
第三事業本部	内外装用化粧シート	ベルビアン
	表面材及び木口材	レノプラス、リーフェスト
	住設機器用化粧板	ボンレックス
	店舗用什器関連部材	—
	住宅リフォーム関連資材	アルフォレスト
	土木シート	ビノン土木シート、メタロバリアー
	水膨張性止水材	ハイドロタイト
	止水板	ビノン止水板
	硬質樹脂板製品	HDプレート、ウノ式傾斜板

(6) 主要な営業所及び工場（2016年3月31日現在）

本　社：東京都中央区
研究所：滋賀県湖南市
支　店：大阪支店（大阪府）、福岡支店（福岡県）
工　場：滋賀工場（滋賀県）、岡山工場（岡山県）、栃木工場（栃木県）、平塚工場（神奈川県）、
　　佐野工場（栃木県）、九州工場（熊本県）

(7) 使用人の状況（2016年3月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
642（175）名	5（2）名	40.8歳	16.2年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、契約期間が1ヶ月以上の派遣社員、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2016年3月31日現在）

借　入　先	借入金残高
伊　藤　忠　商　事　株　式　会　社	19,396百万円

2. 株式の状況（2016年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　36,022,000株（自己株式　8,874,999株を含む）

(3) 1単元の株式数　—株

(4) 株主数　3名

(5) 上位10名の株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率（注）
伊藤忠商事株式会社	26,692,767 株	98.33 %
住友化学株式会社	434,000	1.60
デンカ株式会社	20,234	0.07

（注）上記出資比率は自己株式8,874,999株を除いて計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況（2016年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2016年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	石塚哲士	
取締役（兼） 副社長執行役員	丸　裕彦	営業統括役員（兼）第一事業本部長 シーアイマテックス株式会社　代表取締役社長
取締役（兼） 専務執行役員	髙﨑一裕	生産技術本部長（兼）環境管理室長
取締役（兼） 専務執行役員	田中　豊	経営管理本部長（兼）チーフコンプライアンスオフィサー （兼）情報戦略統括
取締役（兼） 常務執行役員	岸本　修	第三事業本部長
取締役（兼） 常務執行役員	川上弘恭	第二事業本部長（兼）サンジップ事業部長
取締役	林　英範	伊藤忠商事株式会社　合成樹脂部長
常勤監査役	藤岡敬之	
常勤監査役	髙鳥達志	
監査役	村尾芳史	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品事業統括室

(注) 1. 取締役林英範氏は、社外取締役であります。なお、同氏は、平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律附則第4条により社外取締役とみなされております。
2. 2016年3月31日付け乙村高利氏の監査役辞任に伴い、補欠監査役の村尾芳史氏が同日をもって監査役に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第54期定時株主総会（2015年6月24日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下の通りであります。

退社時の会社における地位	氏　名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況等	退任日
監査役	乙村高利	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品カンパニー CFO補佐（兼） エネルギー・化学品事業統括室長	2016年3月31日

（注）監査役乙村高利氏は、辞任による退任であります。
また2015年6月24日付けにて社外監査役より監査役に変更になっております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	166百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	36 (5)
合計	11	203

（注）株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は、取締役450百万円（2006年6月29日株主総会承認可決）、監査役60百万円（2006年6月29日株主総会承認可決）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

・取締役林英範氏は、伊藤忠商事株式会社のエネルギー・化学品カンパニーの化学品部門合成樹脂部長を兼任しております。

・監査役乙村高利氏は、伊藤忠商事株式会社のエネルギー・化学品カンパニーのCFO補佐兼エネルギー・化学品事業統括室長を兼任しております。

・当社は伊藤忠商事株式会社との間に原料等の仕入及び当社製品の販売等の取引関係があります。

②他の会社の社外役員の兼任状況

・取締役林英範氏は、伊藤忠プラスチックス株式会社、日本サニパック株式会社の取締役、及びITOCHU PLASTICS PTE., LTD.のDirectorを兼任しております。

・監査役乙村高利氏は、伊藤忠プラスチックス株式会社、伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社、日商LPガス株式会社の監査役を兼任しております。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（2回開催）	
	出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
取締役　林　英範	11回	92%	—	—
監査役　北野雅教	2回	67%	2回	100%
監査役　乙村高利	2回	67%	2回	100%

＊監査役北野雅教氏については2015年6月24日退任迄に開催された取締役会3回、監査役会2回を対象としております。

＊監査役乙村高利氏については2015年6月24日社外監査役より監査役に変更になる迄に開催された取締役会3回、監査役会2回を対象としております。

・取締役会における発言状況

取締役林英範氏は社外企業での豊富な経験と見識に基づき、適宜質問、助言を行っています。

監査役北野雅教氏は社外企業での豊富な経験と見識に基づき、また常勤監査役として実施した監査を踏まえながら、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

監査役乙村高利氏は社外企業での内部監査の豊富な経験と見識に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

・監査役会における発言状況

監査役の北野雅教氏、乙村高利氏の各氏は、経験、知識、見識に基づき、監査役会の監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する重要事項について、審議並びに意見の表明を適宜行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の監査の方法、手続及び状況並びに結果が会計基準に照らして不適切と判断した場合には監査役全員の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出することといたします。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役全員が選定した監査役は、会計監査人を解任した後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月8日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築に関する取締役会決議」を決議し、当該決議に基づきシステム構築を行っております。なお、本決議は、平成20年4月25日、平成23年12月27日、平成26年12月25日ならびに平成27年6月24日に改定を行っており、下記は最新（平成27年6月24日一部改定）の決議の概要です。

(2) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コーポレートガバナンス

イ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、職責権限規程、コンプライアンスプログラム、グループ企業理念、企業行動基準及び取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ロ．取締役及び執行役員は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程及び職責権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

ハ．取締役会の決議をもって執行役員を任命するものとし、執行役員は、取締役会の決定に従い、代表取締役及び業務分掌取締役の指揮命令・監督の下に、業務分掌規程に定められた範囲内で職務の執行にあたる。

ニ．代表取締役及び業務を執行する取締役として取締役会の決議によって選定された取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、自己の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

ホ．監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、監査役監査基準に則り、取締役及び執行役員の職務執行の監査を実施する。

②コンプライアンス

イ．取締役及び使用人は、「シーアイ化成グループ企業理念」及び「シーアイ化成企業行動基準」に則り行動する。

ロ．チーフコンプライアンスオフィサー、CSR・コンプライアンスに係わる委員会並びにコンプライアンスに係る事項を統括する責任部署としてコンプライアンス部会を設置するとともに、「シーアイ化成グループ　コンプライアンス・プログラム」を制定し、各事業所ごとのコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成、内部情報提供制度（ホットライン）の整備、取引検討会の実施等、コンプライアンス体制の充実を図る。

③財務報告の適正性確保のための体制整備

イ．当社は、財務報告の適正性を確保するために「経理規程」、「連結財務諸表作成規則」及び関連する社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守するための体制の充実を図る。

ロ．当社は、内部統制に係る専任部署として内部統制委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価・改善するための仕組みを構築する。

④内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、取締役の職務の執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

②また、CIO並びに情報セキュリティに係わる事項を統括する責任部署は、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」及び関連する社内規程を整備、情報システムの有効利用、情報セキュリティの確保などへの取り組みにより、企業情報を保全するための体制の充実を図る。

(4) 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、環境保全、原材料価格・ユーティリティーコストの変動、自然災害、為替相場・金利変動等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティーリスク、その他さまざまなリスクに対処するため、社内委員会やグループ全体のリスクを把握し管理するための責任部署を設置し、各種管理規程、リスク限度額・取引限度額の設定や認可・報告・監視体制の整備、BCPの作成等、必要なリスク管理体制を整備し、全社に係るリスクを継続的に管理し、またその低減に努める。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①各種委員会

社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、経営方針・経営計画その他職務執行に関る重要事項を審議する。更に社長或いは取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

②事業本部制

複数の事業本部が当社の事業領域を分担して経営する「事業本部制」を採用する。各事業本部は、業務分掌規程に定めた担当事業に関して連結ベースで経営責任を負い、事業本部以外の本部も含め、年度及び中期計画において設定した目標の達成度を検証することにより経営管理を行う。

③職務権限・責任の明確化

「職責権限規程」、「業務分掌規程」等各種社内規程を整備し、各組織・役職者の権限、及び責任の明確化を図り、適正かつ効果的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社を統括するための要員を各事業本部及び経営管理本部内に配置するとともに、子会社ごとに主管部署を定め、当社と子会社との間の取り決め（関係会社管理規程等）に従い申請・報告事項を徹底させることで、子会社の経営の実態を把握し適切なる指導管理を行うとともに、

各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

②子会社におけるリスク管理、及び情報の保存管理の重要性を認識し、グループ全体での管理体制の充実を図る。

③事業会社経営報告会を定期的に開催し、子会社の経営に関する重要事項について協議する。

④上記（1）に準じ、当社の子会社の規程等に応じて、当該会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備するよう指導する。

⑤「シーアイ化成グループ コンプライアンス・プログラム」に則り、各社それぞれにおけるコンプライアンスプログラムの制定等のコンプライアンス体制の整備につき子会社を指導し、当社グループ全体でのコンプライアンス意識の徹底に努める。

⑥監査室は、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象として監査を実施する。
その結果は関係者に報告し、必要な提言を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役は、必要に応じ監査役の職務を補助する組織を設置することができる。

②監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の事前の同意を必要とし、その人事考課については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

①重要な会議への監査役の出席

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

②取締役の報告義務

イ．取締役その他役職者は監査役の求めに応じ、その職務の執行状況を報告する。

ロ．取締役は、監査役に対して法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事実の発生、又は方針の決定（重要な

会計方針の決定、変更を含む。）

・コンプライアンス上の重要な違反の事実及びこれらに関連する内部通報があればその事実及び内容

・業績及び業績見通し、その他法令等に基づく対外開示事項

・その他監査役が求める事項

③使用人による報告

使用人は、次に掲げる事項を監査役に対して直接報告することができる。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

ロ．重大な法令、定款及び社内ルール違反の事実

④当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者の報告

当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、当該子会社に関する次に掲げる事項を主管部署経由または直接報告する。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

ロ．重大な法令、定款、及び社内ルール違反の事実

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社および当社子会社の役員および使用人が当社の監査役に対して報告をしたこと自体により解雇その他いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または処理に係る方針に関する事項

①監査役が監査費用について予算を定めた場合、当社はそれに応じた予算化を行う。

②監査役が緊急または臨時に支出した費用について、前払い、償還等の請求があった場合、当社

は会社法第388条に基づき速やかに処理する。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、監査室と監査計画・監査結果などについて協議し、連携を図る。

②監査役は、必要に応じ弁護士等の外部専門家を起用する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「シーアイ化成グループ　コンプライアンスプログラム」に基づき、当事業年度においてCSR・コンプライアンス委員会については4回、コンプライアンス部会、グループコンプライアンス連絡会については夫々2回開催し、当該会議で定めた諸施策、活動をグループ全体で推進しております。具体的には、経営TOPのメッセージ発信、研修会開催、ハンドブック配布、ポスター掲示、社内報掲載による啓発活動、ならびに「私のコンプライアンス宣言」による当社グループ従業員の意識向上活動を実施しました。

②リスク管理に関する取り組み

経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスクの発生およびリスクの及ぼす影響を低減させるため、リスクマネジメント委員会を当事業年度において4回開催し、重大なリスクに対する対応方針を決定のうえ、関係部署の実行を確認しております。

③子会社管理に対する取り組み

当事業年度において、当社経営陣および各社代表取締役社長が出席する「事業会社経営報告会」を国内関係会社につき3回、海外関係会社につき2回、各社毎に開催しました。当該報告会において各社の経営状況、事業の状況ならびに事業戦略を当社と共有し、当社のグループ経営推進に努めております。

④監査役監査の状況

当事業年度における当社の監査役は常勤監査役2名、非常勤監査役1名の計3名で構成され、監査役監査計画を合議のうえ策定し、また、監査結果につき協議しながら監査役監査を実施いた

しました。また、代表取締役を含めた当社取締役との意見交換、事業部長へのヒアリング、会計監査人及び当社監査室との連携を通じ、実効的に監査役監査が行われております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュフローの動向等を勘案した上で、クボタシーアイ（株）の株式売却を取締役会で決議したことを踏まえ、連結配当性向50%を目途に適切な利益還元を行います。

以上のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高及び損益の増減比率は四捨五入により小数点第1位まで、株式の議決権比率、出資比率及び1株当たり当期純利益は、四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

貸借対照表（平成28年3月31日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**22,376**
現金及び預金	61
受取手形	1,567
売掛金	9,998
商品及び製品	4,383
仕掛品	536
原材料及び貯蔵品	1,596
前払費用	30
前渡金	1
短期貸付金	2,131
1年内に回収予定の長期貸付金	120
未収入金	758
繰延税金資産	1,179
その他	13
貸倒引当金	△2
固定資産	**22,618**
有形固定資産	**12,677**
建物	5,106
構築物	180
機械及び装置	1,561
車両運搬具	12
工具器具備品	180
土地	5,217
リース資産	333
建設仮勘定	85
無形固定資産	**411**
ソフトウエア	368
リース資産	33
その他	8
投資その他の資産	**9,528**
投資有価証券	151
関係会社株式	6,144
関係会社出資金	1,446
長期貸付金	370
長期前払費用	112
賃貸用資産	1,122
その他	283
投資損失引当金	△100
貸倒引当金	△2
資産合計	44,995

科目	金額
負債の部	
流動負債	**19,849**
支払手形	292
買掛金	7,405
短期借入金	3,646
1年内に返済予定の長期借入金	5,400
リース債務	222
未払金	783
未払法人税等	108
未払消費税等	151
未払費用	245
前受金	32
預り金	566
賞与引当金	491
役員賞与引当金	48
売上割戻引当金	398
設備関係支払手形	54
固定負債	**12,368**
長期借入金	10,350
リース債務	388
繰延税金負債	36
退職給付引当金	1,120
役員退職慰労引当金	3
環境対策引当金	15
その他	453
負債合計	32,218
純資産の部	
株主資本	**12,790**
資本金	**5,500**
資本剰余金	**3,979**
資本準備金	3,979
利益剰余金	**7,810**
利益準備金	457
その他利益剰余金	7,353
別途積立金	6,750
繰越利益剰余金	603
自己株式	**△4,499**
評価・換算差額等	**△13**
その他有価証券評価差額金	△14
繰延ヘッジ損益	1
純資産合計	12,777
負債純資産合計	44,995

（単位：百万円）

損益計算書（自平成27年4月1日　至平成28年3月31日）

科目	金額	
売上高		31,900
売上原価		24,223
売上総利益		7,676
販売費及び一般管理費		7,194
営業利益		481
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,189	
受取賃貸料	67	
その他	164	1,421
営業外費用		
支払利息	162	
賃貸収入原価	48	
その他	156	368
経常利益		1,535
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産除却損	9	
減損損失	573	582
税引前当期純利益		964
法人税、住民税及び事業税	△25	
法人税等調整額	△539	△564
当期純利益		1,529

（単位：百万円）

株主資本等変動計算書（自平成27年4月1日　至平成28年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	5,500	3,979	3,979	457	6,750	△508	6,699	△4,499	11,678
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			—			△418	△418		△418
当期純利益			—			1,529	1,529		1,529
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			—				—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,111	1,111	—	1,111
平成28年3月31日残高	5,500	3,979	3,979	457	6,750	603	7,810	△4,499	12,790

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	△12	0	△11	11,667
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			—	△418
当期純利益			—	1,529
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2	0	△1	△1
事業年度中の変動額合計	△2	0	△1	1,109
平成28年3月31日残高	△14	1	△13	12,777

（単位：百万円）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……原則として時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物……定額法によっております。
なお、主な耐用年数は15年～38年であります。

建物以外……定率法によっております。
なお、主な耐用年数は機械及び装置8年～12年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。
なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウエア5年であります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法によっております。

賃貸用資産……建物は定額法、建物以外の有形固定資産は定率法によっております。
なお、主な耐用年数は建物2年～36年、構築物7年～60年であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の

債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金……子会社及び関連会社の財政状態悪化による損失の発生に備えるため、その資産内容及び将来の業績見込を勘案して、当社の出資額及び貸付金の合計額を限度として必要額を計上しております。

賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額を計上しております。

売上割戻引当金……特約代理店に対し農業用フィルムの割戻し支払に充てるために、販売仕切価格と市場見込価格との差額を見積計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支給に充てるため、「役員退職慰労金支給内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度適用期間中から現在まで在任している役員に対しての制度廃止日時点までの期間に対応した支給予定額を計上しております。

環境対策引当金……PCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(7) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
(通貨関連)
ヘッジ手段……為替予約取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
③ヘッジ方針
社内規程である「財務リスク管理方針」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。そのリスクヘッジのため、実需に基づきヘッジ取引を行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引の振当処理の特例処理については、ヘッジの高い有効性があるとみなされるため、有効性の評価については省略しております。
(8) 消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(9) 連結納税制度の適用
　連結納税制度を適用しております。

　当社の計算書類に掲記される科目、その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

　「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号　平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

　また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による

取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	40,928百万円
賃貸用資産の減価償却累計額	2,027百万円

（2）保証債務

銀行借入及び延払国際貨物貿易契約に対する保証

上海桑普拉斯塑料有限公司	273百万円

（3）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	9,382百万円
長期金銭債権	370百万円
短期金銭債務	14,407百万円
長期金銭債務	10,413百万円

4. 損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

売上高	14,633百万円
仕入高	10,699百万円
営業取引以外の取引による取引高	252百万円

（2）売上原価に含まれるたな卸資産評価損　287百万円

（3）一般管理費に含まれる研究開発費　692百万円

（4）減損損失

当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	
小型熱交換器	滋賀県湖南市	特許権他	21百万円
ソーラーシート製造設備	栃木県市貝町	機械及び装置他	430百万円
ラップストレッチ製造設備	栃木県佐野市	機械及び装置他	121百万円
計			573百万円

当社の資産グルーピングは、賃貸用資産及び遊休資産については個別物件単位で、事業用資産については、管理会計上の区分によっております。

小型熱交換器製造設備は、事業撤退により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（21百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は機械3百万円、特許権13百万円、ソフトウエア5百万円であります。

ソーラーシート製造設備は、減損の兆候があり測定した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（430百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物144百万円、構築物7百万円、機械91百万円、工具器具5百万円、リース資産181百万円であります。

ラップストレッチ製造設備は、減損の兆候があり測定した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（121百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物42百万円、構築物9百万円、機械53百万円、工具器具5百万円、リース資産9百万円であります。

なお、当社の回収可能価額の測定方法は、正味売却可能価額による場合は売却予定額により評価し、使用価値による場合は、将来キャッシュ・フローを2.45%で割り引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	36,022,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	8,874,999株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議日	平成27年6月8日
配当金の総額	418百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15.4円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月25日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産と繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	341百万円
賞与引当金	143百万円
売上割戻引当金	122百万円
減損損失	272百万円
たな卸資産評価損	88百万円
繰越欠損金	840百万円
その他	161百万円
繰延税金資産　小計	1,970百万円
評価性引当額	△727百万円
繰延税金資産　合計	1,242百万円
繰延税金負債	
退職給付株式信託設定益	△13百万円
適格分割による株式評価差額	△84百万円
繰延税金負債　合計	△98百万円
繰延税金資産の純額	1,144百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は48百万円減少し、法人税等調整額が48百万円増加しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社では、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、当社の運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）並びに関係会社に対する貸付金であります。

また、デリバティブ取引は、原則として外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引を利用しています。なお、為替相場の状況で、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(7) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	61	61	—
② 受取手形	1,567	1,567	—
③ 売掛金	9,998	9,998	—
④ 短期貸付金	2,131	2,131	—
⑤ 未収入金	758	758	—
⑥ 長期貸付金	490	489	0
⑦ 投資有価証券			
その他有価証券	86	86	—
⑧ 支払手形	(292)	(292)	—
⑨ 買掛金	(7,405)	(7,405)	—
⑩ 短期借入金	(3,646)	(3,646)	—
⑪ 未払金	(783)	(783)	—
⑫ 預り金	(566)	(566)	—
⑬ 長期借入金	(15,750)	(15,809)	59
⑭ リース債務	(611)	(634)	22

（*） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④短期貸付金、⑤未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑧支払手形、⑨買掛金、⑩短期借入金、⑪未払金、⑫預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑬長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑭リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額をリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額　64百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑦投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 関係会社株式（貸借対照表計上額　6,144百万円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額　1,446百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注4) 保証債務（注記額　273百万円）は、債務者の信用リスク等に重要な変動がなく、時価に重要性があるとは認められないため、記載しておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県その他の地域において、賃貸用の工場建屋・倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価
1,741	2,733

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、建物以外の償却性資産については適正な帳簿価額、建物及び土地については不動産鑑定士による簡易鑑定評価額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（注4）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社	伊藤忠商事㈱	被所有 直接 98.3%	原料等の購入	原料等の仕入(注1)	8,789	買掛金	4,357
			資金取引	資金の借入(注2)	8,146	短期借入金	3,646
						1年内に返済予定の長期借入金	5,400
				利息の支払(注2)	134		
						長期借入金	10,350

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 原料等の仕入については、市場価格を勘案して交渉により決定しております。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は以下のとおりとなっております。

短期借入金　：　期間　1年　極度枠利用による随時返済条件

長期借入金　：　期間　5年　期限一括返済及び半年賦返済条件

なお、担保の差入は行っておりません。

（注3）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
（注4）議決権等の被所有割合は四捨五入により小数点第1位まで表示しております。

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（注5）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
子会社	北海道サンプラス㈱	所有 直接 90.0%	資金の援助	資金の貸付 資金の回収（注1）	722 844	短期貸付金	722
子会社	シーアイアグロ㈱	所有 直接 100.0%	製品の販売	製品の販売（注2）	1,114	売掛金	990
子会社	シーアイマテックス㈱	所有 直接 100.0%	製品の販売	製品の販売（注2）	7,936	売掛金	3,810
			資金の援助	資金の貸付 資金の回収（注1）	779 657	短期貸付金	779
子会社	BONLEX EUROPE S.r.l.	所有 直接 100.0%	製品の販売	製品の販売（注2）	1,953	売掛金	484
子会社	㈱ボンパック	所有 直接 95.7%	資金の援助	資金の貸付 資金の回収（注1）	630 640	短期貸付金	630
				投資損失引当金の繰入（注3）	15	投資損失引当金	100
子会社	㈱ヨコビ	所有 直接 100.0%	製品の販売	製品の販売（注2）	1,287	売掛金	777

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は以下のとおりとなっております。

短期貸付金　：　期間　1年　極度枠利用による随時返済条件

長期貸付金　：　期間　5年　期限一括返済及び半年賦返済条件

なお、担保の受入は行っておりません。

（注2）製品の販売については、市場価格を勘案して交渉により決定しております。

（注3）投資損失引当金の繰入・戻入については、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「投資損失引当金」をご参照ください。
（注4）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
（注5）議決権等の所有割合は四捨五入により小数点第1位まで表示しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	470円66銭
1株当たり当期純利益	56円34銭

11. 重要な後発事象に関する注記

関連会社株式の売却について

当社と株式会社クボタ（以下「クボタ社」という。）は、パイプ事業のパートナーとして、平成17年に、クボタシーアイ株式会社（以下「KCI社」という。）を合弁で設立しました。

このたび、KCI社の設立から11年経ち、当社とクボタ社で協議した結果、当社はKCI社と株式譲渡契約を締結し、当該株式譲渡契約に基づき当社が保有しているKCI社の全株式を売却しました。

会計監査人　監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

シーアイ化成株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　塚　雅　博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シーアイ化成株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役　監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

私たち監査役は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

シーアイ化成株式会社

常勤監査役　藤　岡　敬　之　㊞

常勤監査役　髙　鳥　達　志　㊞

監査役　村　尾　芳　史　㊞

以　上


FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022337

VEGETABLE
OIL INK

UD
FONT